

和歌山市・滞納税督促間違い電話

納入済みの男性宅に 領収証で判明

市、確認怠り迷惑掛けたと謝罪

和歌山市が、市内に住む男性宅に納付済みの税について滞納している電話で督促。男性の指摘により市のミスであることが分かり市が、「納税者の確認を怠り」、「大変ご迷惑をお掛けした」と謝罪していました。

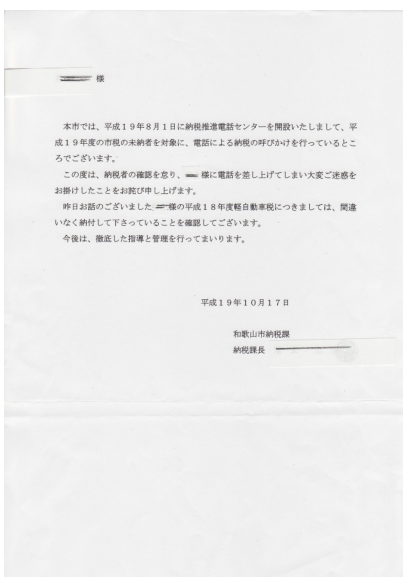
男性の話によると、10月16日午後、和歌山市は、内部に設置した納税推進電話センターより、男性宅に、平成18年5月31日納付期限の軽自動車税が未納になっているとして、支払督促の電話をしました。

その電話に対し男性は、納税推進電話センターなどという耳慣れない所からだつたので、当初は、「振り込め詐欺」かと緊張したと言った。支払っていると言っても聞き入れて

くれず、市の職員に電話が替わっても「未納」だといわれたとも言う。その後、男性の妻が領収証を保管していたことから、和歌山市のミスであることが判明。

市は、課長らが翌日、男性宅を訪問し謝罪します。男性宅に市が持参した謝罪文には、「納税者の確認を怠り」、「大変ご迷惑をお掛けした」、「今後は、徹底した指導と管理を行つてまいります」と詫

はないかと。また、「督促の電話を、市が1ヶ月約150万で債権回収会社に委託していることも分かったが、市の職員で督促電話ぐらいではできないか。市民として納得できない。督促電話が市からではなく委託先からされることにも違和感を感じる」と、憤りを隠さず話します。



県会議員選挙ポスター公費限度額と使途額一覧表

(使途率割合：限度額に対する使途額の割合)

| | 選挙区 | 候補者名 | 限度額 | 使途額 | 使途率割合% |
|----|------|--------|-----------|-----------|--------|
| | 有田市 | | 768,292 | | |
| 25 | | 浅井 修一郎 | | 767,970 | 99.96 |
| | 御坊市 | | 773,560 | | |
| 26 | | 中村 裕一 | | 283,196 | 36.61 |
| | 田辺市 | | 1,122,216 | | |
| 27 | | 大沢 広太郎 | | 1,122,216 | 100.00 |
| 28 | | 泉 正徳 | | 1,122,216 | 100.00 |
| 29 | | 野見山 海 | | 786,600 | 70.09 |
| 30 | | 原 日出夫 | | 1,122,216 | 100.00 |
| | 新宮市 | | 819,524 | | |
| 31 | | 須川 倍行 | | 760,000 | 92.74 |
| 32 | | 下川 俊樹 | | 403,200 | 49.20 |
| | 紀の川市 | | 889,840 | | |
| 33 | | 服部 一 | | 235,000 | 26.41 |
| 34 | | 山田 雅彦 | | 850,080 | 95.53 |
| 35 | | 岸本 健 | | 889,840 | 100.00 |
| 36 | | 飯田 敬文 | | 504,000 | 56.64 |
| | 岩出市 | | 739,746 | | |
| 37 | | 山田 重信 | | 338,000 | 45.69 |
| 38 | | 東 幸司 | | 739,746 | 100.00 |
| 39 | | 川口 文章 | | 279,300 | 37.76 |
| 40 | | 山本 茂博 | | 251,370 | 33.98 |
| | 伊都郡 | | 891,684 | | |
| 41 | | 門 三佐博 | | 888,300 | 99.62 |
| 42 | | 平越 孝哉 | | 891,684 | 100.00 |
| | 有田郡 | | 1,042,470 | | |
| 43 | | 松坂 英樹 | | 504,000 | 48.35 |
| 44 | | 松本 貞次 | | 1,042,470 | 100.00 |
| 45 | | 吉井 和視 | | 800,000 | 76.74 |
| | 日高郡 | | 1,122,770 | | |
| 46 | | 坂本 登 | | 1,020,000 | 90.85 |
| 47 | | 富安 民夫 | | 1,122,770 | 100.00 |
| 48 | | 花田 健吉 | | 1,103,300 | 98.27 |
| | 西牟婁 | | 998,196 | | |
| 49 | | 町田 亘 | | 998,196 | 100.00 |
| 50 | | 玉置 公良 | | 998,196 | 100.00 |
| 51 | | 高田 由一 | | 463,200 | 46.40 |
| | 東牟婁 | | 1,094,400 | | |
| 52 | | 小原 泰 | | 544,425 | 49.75 |
| 53 | | 谷 洋一 | | 756,000 | 69.08 |
| 54 | | 前芝 雅嗣 | | 1,094,400 | 100.00 |
| 55 | | 清水 和子 | | 1,094,400 | 100.00 |
| 56 | | 中村 紘一郎 | | 756,000 | 69.08 |

| | 選挙区 | 候補者名 | 限度額 | 使途額 | 使途率割合% |
|----|------|--------|-----------|-----------|--------|
| | 和歌山 | | 1,120,960 | | |
| 1 | | 井出 益弘 | | 473,000 | 42.20 |
| 2 | | 宇治田 栄蔵 | | 1,120,960 | 100.00 |
| 3 | | 浦口 高典 | | 462,000 | 41.21 |
| 4 | | 江上 柳助 | | 579,080 | 51.66 |
| 5 | | 小川 武 | | 1,120,960 | 100.00 |
| 6 | | 奥村 規子 | | 534,400 | 47.67 |
| 7 | | 尾崎 太郎 | | 1,120,960 | 100.00 |
| 8 | | 片桐 章造 | | 546,840 | 48.78 |
| 9 | | 多田 純一 | | 533,076 | 47.56 |
| 10 | | 角田 秀樹 | | 431,520 | 38.50 |
| 11 | | 中 拓哉 | | 390,288 | 34.82 |
| 12 | | 永井 祐治 | | 1,120,960 | 100.00 |
| 13 | | 長坂 隆司 | | 1,114,760 | 99.45 |
| 14 | | 新島 雄 | | 1,120,960 | 100.00 |
| 15 | | 藤井 健太郎 | | 534,400 | 47.67 |
| 16 | | 藤本 眞利子 | | 1,070,400 | 95.49 |
| 17 | | 前岡 正男 | | 671,160 | 59.87 |
| 18 | | 山下 大輔 | | 1,120,960 | 100.00 |
| 19 | | 山下 直也 | | 1,120,960 | 100.00 |
| | 海南市・ | | 1,033,976 | | |
| 20 | 海草郡 | 藤山 将材 | | 1,033,976 | 100.00 |
| 21 | | 雑賀 光夫 | | 960,000 | 92.85 |
| 22 | | 尾崎 要二 | | 736,800 | 71.26 |
| | 橋本市 | | 910,200 | | |
| 23 | | 向井 嘉久蔵 | | 910,200 | 100.00 |
| 24 | | 平木 哲朗 | | 455,100 | 50.00 |

県議選挙ポスター公費負担問題

公費使途率100%が21人

一方50%未満が17人

公費で負担される選挙運動用ポスター作成費に関する公費の使途率の調査を当会が行ったところ、今春の県議選で、公費を受領した56人の立候補者のうち、使途率100%で公費の上限額いっぱいの人が21人の38%あり、一方、使途率50%未満が17人の30%も存在し、使途率に大きな開きがあることが分かりました。

選挙ポスター作成費の公費負担の上限額は、川市の限度額88万9800円に対し23万5000円、26・41%で、県条例が認めるポスター作成限度枚数に1枚あたりの限度単価を掛けて算出されます。従って、選挙区ごとに、上限額が異なりますが、その上限額に対する使途した公金額の割合をもって使途率しました。そうすると、最高は、上限額いっぱいの100%で、最低率は紀のポスターの公費負担率100%というのは極めて不自然です。実際には、使途率50%未満の人が30%も存在しているのですから、節約すれば、それぐらいの価格でできることを実証していると言えます。それに、公費で認める限度枚数が、ポスター掲示場の2倍も必要か疑問です。短い選挙期間中に、張り替えようとしても掲示場と同等を必要とするとも思われなからです。

左表の公費使途率の分布表

| | 全選挙区分 | 和歌山市選挙区分 |
|-------|-------|----------|
| 100 | 21 | 7 |
| 90 以上 | 9 | 2 |
| 80 以上 | 0 | 0 |
| 70 以上 | 3 | 0 |
| 60 以上 | 2 | 0 |
| 50 以上 | 4 | 2 |
| 40 以上 | 11 | 6 |
| 30 以上 | 5 | 2 |
| 20 以上 | 1 | 0 |
| 10 以上 | 0 | 0 |
| 計 | 56 | 19 |



県議政務調査費違法支出金返還請求訴訟

県側 当方の訴え「却下」を主張

当方の外れの主張と反論

8月16日に提訴した県議の政務調査費返還請求住民訴訟の第1回目の裁判が、10月9日に開かれました。

相手方の和歌山県に8名の弁護士がつき、当方の訴えの「却下」を求める旨の主張がなされました。これに対し当方は、「却下」の主張は的外れであり、訴えは適法と反論しています。次回裁判で、この点に関する裁判官の判断が示されるみこみです。

「却下」は、当方の訴えが、訴え提起をするための訴訟要件を欠いており、訴えの内容を審理するまでもなく、門前払いするよう求めているものです。

住民訴訟は、訴訟を提起する前に必ず住民監査請求をする必要があり、公金の支出行為の違法・無効（例えば、官公待費に支出した場合）を問題にする場合などには、監査請求の期間に制限があり、基本的に支出行為から1年以内にするべきことになっています。そこで県側は、当方の15～17年度の政務調査費にかかる監査請求を、今年の5月18日に行っているこ

とを捉え、15、16年度はもとより17年度の支出でも1年は今年3月31日に終了しているから、すべて1年を超えており、不適法な訴訟だと言っているのです。これに対し当方は、県側の主張が的外れだと反論しています。それは、政務調査費という公金を県が3ヶ月毎に前払いで議員に交付してはいますが、この支出行為を問題にしておらず、政務調査費の前

払いを受けた議員が、年度末に使用した分を精算し、残があれば返還する必要があります。この返還に着目すると、県の条例には、県議が受領した政務調査費と支出（この場合の支出は使途基準に従って行った支出と限定されています。従って、使途基準に反して行った場合には、支出に含まれないと解されます。）とを精算して残金がある場合、知事は、残余金の返還を命ずることができる」と規定しています。従って、県議の支出に使途基準に違反した支出がある場合、残金があるといえますので知事は、返還請求すべきなのです。この返還請求権の行使を怠っているという期間制限の適用がない監査請求であるから適法なのです。

この点については、次回に裁判官の判断が示され、裁判が進むと思われれます。ところで、知事は、制度として県議の政務調査費の使途に関して、領収証などを精査する仕組みにはなっており、県議らの使途が正当だと見えるはずもありません。その知事が、県議に代わって使途が正当と主張するとすれば、おかしいことだと思ってしまうが、いずれにしても県側の訴えの内容に対する対応はこれからです。



次回裁判が、12月4日午前10時から行われる予定になっています。皆さん裁判傍聴にきてください。

06年度県公共工事落札率順位

全国3位とトップクラスに

改善効果 公金節約額約36億円

全国3位(低位順)と、昨年(06年)度の和歌山県発注公共工事の落札率が先進県入りしたことが分かりました。落札率が改善したことによる公金の節約額が昨年と比較すると約36億円にのぼると試算されます。大きな改善です。

全国市民オンブズマン連絡会議が今年9月に公表した予定価格1億円(税抜き)以上の公共工事の入札結果を元に落札率を47全国都道府県で順位付けしたものです。

それによると、一位が長野県で73・2%、2位が富山県で73・3%、続いて和歌山県で73・6%でした。90・7%だった05年度と比較すると17・1%下がる驚異的な改善です。落札率の改善は、落

札率の低下分の公金支出が、節約できたことを意味します。その節約額は、昨年の落札率に改善がなく05年度のままだったとして、現実との差額金を計算して推し量れます。調査の対象とした工事です。算すると、その節約額が約36億円(税込み)でした。

一方、過年の損失額も、過去に今回の落札率の実現できていたとみなして、現実との差額金を計算することで試算できます。そうすると、過去の損失額が、調査を開始した02年度47億円、03年度48億円、04年度52億円、05年度44億円の4年間で計191億円(いずれも税

込み)であることが分かります。極めて巨額です。このように落札率は極めて重要な指標なのです。

振り返れば、木村前知事も入札改革を実施していましたが、90%の推移でした。それが談合汚職にまみれていた結果でした。

今回の改善が、大手ゼネコンの談合決別宣言と、昨年の談合汚職事件による官制談合システムの崩壊と自粛の結果とみられます。仁坂吉伸知事の「入札制

度改革」の一部実施が、07年6月からでしたのでその効果でないことは明らかです。

しかし、今後は、仁坂知事の責任が重大です。仮に、今回の好成績が後退するようなことになれば、談合防止を怠っているとみなされるからです。今年の節約が来年も維持されるか、落札率が注目されます。

来年も維持できるか仁坂知事の談合防止策が問われます。



観光を終わりサンパウロへ戻るため、バスで約15時間。前回よりは少し楽でした。



40年前お世話になった方々との再会

帰国予定日までのこれらの1週間は、今回の旅の目的でもあった40年前にお世話になった人達との再会です。

紀の川市出身で50年前に移住。40年前には、農地を借りて栽培していましたが、今は、150町歩程もある土地を購入し、柿、桃、ぶどう等を栽培している某氏と、「バルバセーナ」で再開。40年ぶりの再会に、青春の思い出を彷彿させ、懐かしさで一杯となりました。

この御夫婦は、数年前に日本国籍を放棄し、ブラジル国民になりきっています。しかし、自分の生まれ育った国、日本を、片時も忘れたことがないと言う。いつか、孫達と日本に行く

ことが夢であるとも。夫婦2人の時は日本語で、農場の人々や、孫との時はポルトガル語で、夕食はかならず味噌汁、漬物等を一緒に食べているという。時々、カラオケで日本の演歌を、日本語があまりわからない孫と一緒に歌い、日本を思い出しているとか、胸がつまります。このお宅では、当初一泊の予定が4泊に。

「オーロ・プレット」という世界遺産の町を案内してもらったり、農作業を手伝ったり、敷地内にある池で釣りしたり、親戚一同が集まってパーティーをしてくれたりと楽しかったことと、再々会の機会がそうないことだとの思いからついつい延泊。

次に、青春時代にお世話になったもう一人との再会に、モジ・ダス・クルーゼスという町へ。お世話になった方の家を探したところ、御主人が既に死亡しており、

転居して、空家になっていくことが判明。「奥さんは、どうしたのか」、消息だけでも知りたいとの思いが募り、ブラジル和歌山県人会モジ支部の方々に強くお願いし、消息を調査していただきました。おかげで、転居先も分かり会うことが出来、奥さんと当時の思い出に華がさきました。

ブラジルには約140万人の日系人が住んでおり、来年はブラジル移住100周年を向かえ、盛大な式典も予定されています。

今回の旅行で訪れたどの町にも日系人がブラジル人と一緒に逞しく生活している様子が見られました。非常に嬉しく思いつつ、日本とブラジルとが、より交流を深め一層発展していくことを祈りながら、今回の旅日記を終わります。

南米ブラジル旅日記

迫間 脩

イグアスの滝から

帰国まで

前号ではリオまでお伝えしました。今回はイグアスの滝から帰国までを報告いたします。

リオから
イグアスへ

二泊三日と過ごしたりリオ・デ・ジャネイロから、いよいよ最終観光地のイグアスの滝へと向かう。今回はバスでの移動。イグアスマで約24時間。

南下するにつれ、あたり一面、延々と続くジャガイモ畑やトウモロコシ畑、ブ

到着後宿探しから始まりまず。夏休みの為か、どこも満室。高級な四星ホテルにやっと空室がみつき、懐を気にしながらも確保。

翌日、世界遺産であり、世界最大の滝「イグアスの滝」へと。二階建てバスに乗り換えての観光。この滝は、幅は約4km、落差は80mあり、そして大小約300からの滝が続いており、

その内、一人、二人と降り、イグアスの町には私達含めて4人のみになりました。乗客の殆どが地元の人たちだったのでしよう。24時間もバスで移動する観光客は少ないのも当然かと疲れを感じつつ納得。

今回の旅では、事前にホテル等宿泊の予約をしていないかったので、ここでも

遊歩道から見る幾つもの滝に虹が架かり、絵のような美しさでした。水しぶぎで全身ずぶ濡れになった滝壺の真上の歩道歩きも迫力がありました。

次の日、アルゼンチン側からの滝観光の為、一度アルゼンチンに入国。ここでは、川の上の遊歩道を歩い

ての観光。一番奥の別名「悪魔の喉笛」と呼ばれている滝では、水量の多さと、目の前からいつきに落ちる水の迫力に圧倒されました。カッパを着てゴムボートで滝壺まで。滝壺の水しぶきにまるでカッパを着ていないが如く下着までずぶ濡れになりました。

余った時間で、パラナ川に架かる別名「友情の橋」を歩いて隣国「パラグアイ」に入国し、シウダー・デル・エステという街を見学。この町が免税でもあり、物価がブラジルの約半値という安さでした。ブラジルからの買い物客も多数見受けられました。



当面の予定

11月19日 PM 4:00 ~

ニュース発送作業

11月22日

第12回全国情報公開度ランキングのための一斉資料請求

11月28日 PM 6:00 ~

第4回全員会議

12月4日 AM10 ~

県議政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟第2回裁判

12月20日 PM 4:00 ~

編集会議

1月16日 PM 4:00 ~

ニュース発送作業日

1月23日 PM 6:00 ~

第5回全員会議

次回会員会議のご案内

日 時 11月28日(水)午後6時 ~

場 所 和歌山市勤労者総合センター

(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい